

隣地境界線から近い窓に目隠しを設置させたい

| | |
|----------|--|
| 相談 内容 | <p>隣地境界線から 80 cmほど離れた位置に隣の住宅の窓が設けられた。私の家の窓は境界線から 1.5mほど離れた位置にあるが、隣の家の窓はあまり使われていない部屋の窓だが、私の家は普段よく使う部屋がよく見えてしまう。</p> <p>民法ではこのような場合に目隠しをさせることができる規定があると聞いたがどのようなすればよいか。隣地の居住者は、普段使わない部屋でガラスが「曇りガラス」だからよいのではないかとはいっていますが、やむを得ないのでしょうか。</p> |
| 回答 内容 | <p>民法第 235 条第 1 項では、境界線から 1メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。また同 2 項では、前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。と規定しています。</p> <p>相手側の、普段使わない部屋でガラスが「曇りガラス」だからという主張は、実際に裁判となった場合は、窓の開放の頻度を問わず、開放できる状態となれば、曇りガラスであっても、目隠しルーバー等の固定の目隠しを設置しなければならないとする判例により判断されるでしょう。</p> <p>隣人であることから、あまりトラブルを起こしたくないと思われます。それぞれの思いを確認し合って、民法の規定は最終的な主張として、まずは相互の受任野範囲のなかでできうることで合意をすることが得策と思われます。</p> |

相隣関係